

大学のカルト対策

櫻井義秀

(北海道大学大学院文学研究科)

キーワード：カルト対策、キャンパス内勧誘、学生相談

1 はじめに

2012年に行った主な研究活動は次の二つである。

①2012年5月22日に北海道大学で開催された日本学生相談学会第30回大会のシンポジウム「大学のカルト対策」を企画し、カルト問題のフロンティア・シリーズ第1号として北海道大学出版会から刊行したことである。

②日本脱カルト協会、全国霊感商法対策弁護士会の会員になっている臨床心理士に呼びかけ、カルト・レジリアンス研究会を立ち上げた。研究準備会は2回、本研究会は年度内、10月28日と2013年2月16日の2回を開催し、プロジェクトをスタートさせた。

本報告では、①の大学のカルト対策に関わる論点と活動に関してのみまとめ、②については次年度のまとめとさせていただきたい。

2 大学のカルト対策はなぜ必要か

大学のカルト対策とは、キャンパス内外において学生に正体を隠して近づき、ダミーサークルや擬装団体に加入せしめ、徐々に教化活動を行って信者の養成を行う新宗教と一部の既成宗教団体の活動に対して、ガイダンスやビラ・張り紙等で学生に注意喚起し、関わってしまった学生には学生相談によって対応することを骨子とする学生支援のことである。

おそらく、大学において学生部や学生支援の部署を担当したことがある教職員であれば、実感として対応が必要であるとの認識を持っていると思われる。しかし、そのような現場を幸いにも経験していない教職員、とりわけ法律の専門家や宗教

の専門家にかぎって、「カルト対策」は困難という結論からこの問題を捉えてしまう傾向がある。

曰く、「カルト」の定義が学問的に可能か? 「カルト」と宗教は同じものか、違うものか? 宗教学や宗教社会学において学術的に認められた見解はあるのか? もし、カルトと宗教の区別が原理的にできないとしたら、「カルト対策」は憲法二〇条で保障された信教の自由を侵すことにはならないか? よしんば対策が法律的に認められるとしても、オウム真理教(アレフ)のようなリスクの高い団体に大学が対応しきれぬのか? 大学や当事者となった教職員にクレームや嫌がらせをしてくるのではないか?

というわけで、何もしない大学が日本の大学の三分二を占める。実のところ、同種の議論がいわゆるハラスメントに関しても論じられてきたのである。セクシャルハラスメント/アカデミックハラスメント。今では大学FDにおいて必須の問題であり、ハラスメントに対応する大学の規定や委員会、相談室の体制が整っていない大学を探す方が難しいほどになった。その理由は、大学の教職員の人権意識が向上したとか、教育を研究より重視したとか、あるいは大学教育の進展があったというような美しい話ではない。ハラスメントの被害者が加害者と大学を告訴し、裁判において双方とも相当の損害賠償金を被害者に支払い、教員・大学共に大いに面目を失ったからである。

よくよく考えてみれば、学生はハラスメントを受けるために大学・大学院へ入学したわけではない。良好な勉学・研究の環境を提供し、安全配慮に努めるのは大学の法的義務である。ハラスメントを許容し、常習化させた大学側の責任は重いとされるのは当然だろう。

同じことが、キャンパス内外のカルト勧誘に関

しても言える。おそらく、ここで、ハラスメントは本人の意に反しての加害行為であるのに対し、カルトの勧誘には本人の同意があるように見えるのではないかという反論が予想される。20歳を超えた成人が自由意志で行う行為には愚行も含まれるのではないか（正確には愚行と社会が認識しようとするような行為でありながらも、本質的には規定不能な不可解な行為）といった極論も聞いたことがある。

カルト問題として被害者からアピールがある多くの事例において、先にも述べたように正体を隠した勧誘がなされることが多い。また、いずれかの時点において教団名が明かされたとしても、活動の目的や予想される結末を聞かされることなく、違法行為を信仰的従順という名目で強要されることがある。こうした事例を正確にみていくならば、カルト的な勧誘とは、まず学生達の自由な意志決定が阻害された状況においてなされ、次いで、学生の修学目的や学資支援者の意に反した結果を招く行為であるという点からも問題になり得るのである。

私は、いずれこの問題も大学が教育上の安全配慮義務に瑕疵がなかったかどうかで、裁判上争われることになるのではないかと予想している。当事者や学資支援者が大学を訴えてもおかしくない状況がある。典型的な事例で言えば、オウム真理教の勧誘は全国の主要な大学で行われ、最盛期には1万5千人の信者が活動し、大半は若者だった。学内での勧誘活動はおろか、学祭において講演会を企画し多くの聴衆を集めたことも明らかになっている。この教団に巻き込まれた若者たちの所業とその最悪の結末を私たちが知らないはずはない。

1995年に起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件は日本のみならず全世界の人々を震撼させた。死者12名、重軽傷者6000名を数える無差別テロ事件であり、カルト教団による無差別殺人事件は集団自殺以外、世界に例はない。教団は信者のリンチ殺人や坂本弁護士一家殺害を含め総計29名を殺害した。事件から18年が経過し、首謀者で教祖の麻原彰晃こと松本智津夫他事件の実行犯には死刑（13名）、無期懲役（5名）の刑が確定している。逃亡犯3名も2011年、12年に相次いで逮捕され、オウム事件は終結したように見えるが、

教団はアレフ、ひかりの輪として存続し、現在も1400名程度の信者を擁している。半数はオウム事件以降に入信したものであり、その中に少なからぬ大学生や大学院生が含まれている。友人を経由した勧誘やSNS・インターネットを利用して勧誘が進められている実態がある。

こうした事実を知った時に、高校生同然の新入生に対して自分の身は自分で守るよというのでは、あまりにも非現実的すぎるのである。

3 『大学のカルト対策』の構成

書籍の内容を簡単に紹介したい。

第一部「日本のカルト問題」において、カルト問題にかかわる学術的な問題には宗教社会学者（櫻井義秀）が、キャンパス内の勧誘実態と対応については宗教学者（川島堅二）が、対応の法的な根拠の問題には弁護士（久保内浩嗣）が、最近のカルトの勧誘手法についてはカルト・カウンセラー（瓜生崇）が、そして、統一教会を相手に25年間の訴訟を戦ってきた弁護士（郷路征記）が、カルト問題の核心を解説している。

第二部は日本学生相談学会第30回シンポジウム「カルト問題——学生相談との関連」を収録しており、ここでは、1980年代以降のカルト問題の解説を宗教社会学者（櫻井義秀）が、大学におけるカルト・カウンセリングの問題にはカルト問題に詳しいカウンセラー（パスカル・ズィヴィー）や臨床心理士（平野学）が、そして、大学によるカルト対策は学生相談に実績のある教員（大和谷厚、大畑昇）がケースに基づいて具体的に対策を述べる。

幸いにも、本書は中外日報（2012/12/13）、仏教タイムス（2013/1/10）、朝日新聞の道内版の書籍紹介欄（2013/1/14）で書評が掲載され、朝日新聞では、『『カルト的思考は学問の対極にある』との指摘は説得的で、問題の根深さと関係者の真剣な取り組みがよくわかる。より多くの大学関係者や学生に手にとって欲しい本だ』と好感を持って受けとめられた。

4 カルト団体側からの反発

カルトの被害をなくすには大学での対策が最も肝心であり、その方法はカルトに関する情報を新入生の段階でしっかり伝えていくこと、予防が最も有効であることがわかっている。しかし、どれほど大学が予防に役立つ情報を学生に提供したとしても、勧誘され入信してしまう学生はいる。そうした学生が学内で勧誘活動を展開した際に大学はどう対応したらよいのか、そうした課題も明確になってきた。2012年日本学生相談学会シンポジウム「カルト問題——学生相談との関連」では、学生相談業務の一部にカルト被害学生への対応を明確に位置づけたものである。こうした学生への支援は学内のカウンセラーだけではなく、担任教員や指導教員、学生支援窓口の事務職員、場合によっては学外の弁護士やカルト問題に詳しいカウンセラーとも連携しながら組織的に対応することで実効性を高めていくことができる。

しかしながら、このような大学のカルト対策に対して一部のカルト視される教団から、「大学のカルト対策」は信教の自由を侵害する、特定教団の信者（学生）への差別的行為を助長するハラスメント行為であるといった主張がなされ、対策に熱心に取り組む大学の学長や総長に申し入れ書が出されたり、カルト対策に熱心な教員が所属する学部の学部長宛にも同様の文書が出されたりしている。文書を受け取った大学や学部では毅然とした対応を取っているところだが、いよいよ大学教育の根幹が問われてきた。

5 手作りのカルト対策を支援する

この書籍は大学がカルト対策を行う上で必要なカルト問題にかかわる基本的な知識、対応の実例とその法的・教育的根拠を示している。ただし、ガイドにはなってもマニュアルにはならない。学問の教授法や学生指導に先進的な事例提示や経験則の共有はあっても、これで必要十分というものがないのと同じである。学生はひとりひとりが個性的であり、カルト信者となったとしても一人一人の入信背景や抱える問題に応じて対応の仕方は変わる。その意味でカルト予防ガイダンスにしても毎年ひと工夫されていていいし、学生相談や学資支援者への対応も状況に合わせて柔軟に取り組み

るべきものである。

編者と執筆者は、大学関係者が試行錯誤しながら自らの手でカルト対策を実施されることを望んでいる。そのことが教職員であれば、学生への指導・支援能力を豊かにし、カウンセラーであれば問題対応の幅をさらに広げることにつながる。

及ばずながら、その一助として、本プロジェクトの法と心理学者による実務家研修において、「大学のカルト対策—被害者への具体的な援助と方策」を2013年4月27日、北海道大学において予定している。関係各位のご理解とご協力に感謝し、今後とも大学のカルト対策支援を実践し、併せて、カルト問題の調査研究も進めていきたいと考えている。

（本報告は、書籍の「はじめに」の文章と一部重複していることをお断りしておく）

参考文献等

櫻井義秀

2006、『「カルト」を問い直す』中央公論新社。

2009、『霊と金—スピリチュアル・ビジネスの構造』新潮社。

2009、『カルトとスピリチュアリティ 現代日本における「救い」と「癒し」のゆくえ』ミネルヴァ書房。

2010、『統一教会—日本宣教の戦略と韓日祝福』北海道大学出版会（中西尋子と共著）

